

江戸時代の離縁状を読む(1) 解答

史料 「一札之事(離別状)」 [林家文書No.三〇三七]

【釈文】

一札之事

一 其許儀、双方以熟談、此度

離別致遣し申候、此末、何方江

縁付候共、少茂構無御坐候、依而

離縁状、如件、

文化二^丑六月

藤兵衛(爪印)

おまさとの

【読み下し文】

一札の事

一 其許儀、双方熟談を以て、此の度

離別致し遣し申し候、此の末、何方え

縁付候とも、少しも構ひ御坐無く候、依て

離縁状、件のごとし、

文化二^丑六月

藤兵衛(爪印)

おまさとの

【大意】

一札の事

一つ、あなた(おまさ)のことは、(夫婦または両家)双方の話し合いによって、今回(私藤兵衛が)離縁致し他へやり申し上げます。このち、(あなたが)どなたへ嫁入りしましても、(私には)少しも差し支え(ご)ありません。よって離縁状は前記のとおり。